

UR 賃貸住宅（旧公団住宅）居住者の  
居住の安定策に関する意見書

UR 賃貸住宅は、全国約 77 万戸と、多くの国民の居住の安定に寄与しているところであり、また、居住者の居住の安定を図ることが期待されている。

この UR 賃貸住宅をめぐっては、今年 4 月、行政刷新会議による事業仕分けで、UR 賃貸住宅を管理する独立行政法人都市再生機構に対し「高齢者・低所得者向け住宅の供給は地方自治体又は国に移行し、市場家賃部分は民間に移行する方向で整理する」との評価結果が出された。また、都市再生機構は、平成 21 年 3 月に閣議決定された「規制改革推進のための 3 か年計画」に基づいて、UR 賃貸住宅における定期借家契約の幅広い導入を進めている。

しかしながら、UR 賃貸住宅の団地では、高齢化が進み居住者も定住化を希望しており、また、団地によるコミュニティの成熟は、今や団地だけではなく地域のまちづくりにも大きな貢献を果たしてきており、今後とも貴重な賃貸住宅ストックとして、少子高齢化など社会構造の変化にあわせて、居住の安定を図りつつ、適正に管理・運営されていく必要がある。

よって、国会及び政府においては、UR 賃貸住宅について、居住者が安心して住み続けられるとともに、都市再生機構の事業の見直しをするに当たっては、UR 賃貸住宅の住宅セーフティネットとしての位置づけとその役割の重要性を十分に踏まえ、居住者の居住の安定が図られる制度となるよう、また、地域コミュニティの破壊につながる定期借家契約についても見直しを行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 22 年（2010 年）12 月 9 日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、国土交通大臣

（提出者）全議員